

高等学校等協議会規程

制定 2023年12月17日

(趣 旨)

第1条

この規程は、大学入試学会（以下、「学会」という）会則第5条（2）の規定に基づき、高等学校等協議会の運営に必要な細則を定めるものとする。

(目 的)

第2条

高等学校等協議会は、学会において高等学校（中等教育学校を含む、以下、同じ）の進学指導及び高大接続関係の改善に資する研究基盤の形成を目的として、高等学校、高等学校ないしは高等学校に所属する教員で構成される大学進学に関わる組織（以下、「高等学校の関係機関」という）、公的な研究機関及び教育行政等の情報交流を推進するために設置される。

(事 業)

第3条

高等学校等協議会は、前条の目的を達成するため、学会の事業の一環として必要な事業を主催する。

- (2) 事業は、運営委員会及び学会理事会の議を経て、高等学校等協議会担当理事が提示する。
- (3) 事業に参加できるのは、学会役員及び高等学校等協議会加盟団体に所属する者のみとするが、特に必要な場合は高等学校等協議会加盟団体以外からの参加を要請できる。

(構成員)

第4条

高等学校等協議会は、本規程第2条の目的に賛同し、以下に定める会費を納入する高等学校又は高等学校の関係機関を加盟団体とし、所属する教員をもって会員とする。

- (2) 会費は、次の通りとする。
1 組織につき年間1口 10,000円とする。
- (3) 各加盟団体は、1口につき3名まで高等学校等協議会主催事業に参加することができる。
- (4) 各加盟団体は、学会理事会及び学会内の他の組織との連絡担当者として代表者1名を置く。

(運営委員会)

第5条

高等学校等協議会では、本規程第3条で定める事業を遂行するために、運営委員会を置く。運営委員は、学会理事会から指名された担当理事及び加盟組織の代表者から選出する。運営委員会について必要な事項は別途定める。

(事務局)

第6条

高等学校等協議会運営委員会に、高等学校等協議会の事務及び会計を処理するための事務局を置く。

事務局長 1名

事務局員 若干名

会計係 1名

- (2) 理事長は、学会理事会の議を経て事務局長、事務局員及び会計係を任命する。
- (3) 会計係は、学会から協議会に配分された予算を適切に執行し、年度末までに決算状況等を学会理事会に文書で報告する。
- (4) 事務局長、事務局員及び会計係の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 事務局の所在地は、当面の間、学会事務局と同一とする。

(雑 則)

第7条

この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、学会理事会の議を経て高等学校等協議会が別に定める。

(附 則)

この規程は、令和5年12月17日から施行し、改訂は学会理事会が行う。

以上